

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5029	5029001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。			c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	株式会社シコー	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	ガスタービン並に1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると従来の蒸気タービンに劣る出力ではリフトが少ないので、煩わしい手配や経費がかかる実行されないのが規制緩和により実行しやすくなる。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5054	5054001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。			c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	近藤設備設計科	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	2タービン並びに1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	産業廃棄物処理設備においては、9-79999に於いて焼却炉の副産物処理設備を排出しない様子を要していますが、現行でも焼却の場合において1000kw未満の対応になるに鑑み、焼却炉の副産物処理設備を進め、元々排出の少ない産業廃棄物処理設備での9-79999に関する部分については規制の緩和をして頂ければ実行しやすくなる。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5055	5055001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。			c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	(株)サッパボイラ	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	ガスタービン並に1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると従来の蒸気タービンに劣る出力ではリフトが少ないので、煩わしい手配や経費がかかる実行されないのが規制緩和により実行しやすくなる。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5060	5060001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。			c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	有限会社ベクトル	1	A	小出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	出力1000kW未満のガスタービン並に事前届出を不要として頂きたい。	低出力等の業務有効利用を目的としたタイプで発生した蒸気で発電する小出力、小出力で稼働する小出力(手配や手配、経費がかかる)が実行されないのが規制緩和により実行しやすくなる。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057214			Z15023	経済産業省	電気用品安全法第8条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第13条	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品であることから、承認を得た電気用品に限り、販売を行うことができると規定されている。	c	-	ツーリストモデルであっても、国内で販売することになり、その対象の電気用品が国内に流通することには変わりはない。国内に流通することには変わりがないとの理由で規制の対象とするのであれば、販売・流通段階での管理徹底など、ツーリストモデルの国内流通を防止する別の策を講じるべきである。また、みかけ用として外国で使用されることを前提とすれば、事業者による過度の負担を課してまで「製造、輸入又は販売を予定する数量」を把握することによる過度の負担があるのか不明である。なお、ツーリストモデルは「規格や仕様等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、技術基準に關しても一般の輸出品同様の安全性を有している」として対応を検討された。		c	-	ツーリストモデルについては、その使用目的に鑑み、基準適合確認等の義務を免除しているだけであり、基本的には日本の技術基準に適合しない電気用品が国内流通をすることを前提として、消費者の安全性確保の観点から管理を徹底する必要がある。自己管理に委ねられるものではない。	(社)日本経済団体連合会	214	A	海外への土産用電気用品に対する 例外承認申請の廃止	海外への土産用電気用品は、EC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点から製造・輸入事業者の責任の下、適切な取扱い指導が行われており、事業者の自己管理に委ねるべきではない。また、欧米諸国においては、事業者による承認申請を要する数量については、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。	海外への土産用電気用品製造に 関する 例外承認申請の廃止	海外への土産用電気用品は、EC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点から製造・輸入事業者の責任の下、適切な取扱い指導が行われており、事業者の自己管理に委ねるべきではない。また、欧米諸国においては、事業者による承認申請を要する数量については、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。	電気用品安全法第8条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第13条	経済産業省 消費者政策課 消費経済政策課 消費安全課 電子力安全・保安規電力安全課	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品については、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。	
5057	5057215			Z15024	経済産業省	電気用品安全法第3条、第9条、第10条	電気用品の製造又は輸入を行う際は、届出を行い、義務を履行した後、事業者名等の表示を付して販売することとしている。	c	-	逆輸入品の流通ルートは多岐に渡るという点があるが、それはなお、一度輸出された後のルートやその後改造されたかどうか等が分からない。あやふやな状態の電気用品を、責任も不明な状態で輸入し流通させることは、安全性の観点から危険であると考えられる。なお、電気用品安全法施行規則第13条第2項において、輸入をする場合、日本における製造事業者が法第3条2項の証明書を有している場合は、法第3条1項の政令で定める期間を経過する日までの間は、輸入事業者がその証明書の写しを保存することにより、義務の履行を可とするとしている。		c	-	電気用品安全法においては、自己責任原則の下政府保証を廃止したことから、機動的な事後規制の発動等を図っていくことが安全保障の維持、向上を図っていく上で必要となるため、全ての電気用品において事業者における基準適合証明責任を明確化することが必要となっている。海外へ輸出された製品が海外に存在する期間は、一時的に日本の法律の適用外となるため、再度国内に流通させる場合は、改めてその電気用品の責任を明確にする必要がある。輸入事業者名の表示は必要である。	(社)日本経済団体連合会	215	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し(新規)	国内で製造された電気用品が再輸入する際に、再度、電気用品安全法に基づき手続が求められることは、同じ手続の反復である。経済産業省は、国内の製造事業者が予め輸入事業者名を表示することを認めているが、海外で製造される従輸入品の流通ルートは多岐にわたっており、国内の製造段階で輸入事業者を特定して表示を行うことは実務上困難である。	電気用品安全法第10条	経済産業省 消費者政策課 消費経済政策課 消費安全課 電子力安全・保安規電力安全課	国内で製造され、電気用品安全法に基づき対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器と同様に国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。こうした二度の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプター使用しなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。			
5057	5057216			Z15025	経済産業省	電気用品安全法第2条	法において電気用品は「一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項に規定する一般用電気工作物をいう)の部分となり、又はこれに接続して用いられる電機、器具又は材料であつて、政令で定めるものと定められており、そのうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生をおそれ多い電気用品であつて、政令で定めるものは、安全性の観点から特定電気用品として定め、第3条(登録検査機関)による検査を義務付けている。	c	-	本体と分離する直流電源装置は、消費者の誤使用や不適切な使用等が考えられるため、きちんとした安全規制が必要である。なお、直流電源装置は長時間連続で無監視状態で使用されることから、特定電気用品として指定されているため、特定以外の電気用品に移行させることは、不適切。		c	-	直流電源装置と同梱されている機器とは別の電気用品にも使用出来、1つの電気用品として扱うことが適当。また、その使用形態等から特定電気用品として指定されているところであり、特定以外の電気用品に移行することは不適切。	(社)日本経済団体連合会	216	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品)に移行させるべきである。	電気用品安全法第2条、電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省 消費者政策課 消費経済政策課 消費安全課 電子力安全・保安規電力安全課	機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を受け出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電機具、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。直流電源装置が単体で流通している実態を踏まえ、特定電気用品以外の電気用品へ移行させることは困難であると認められる。しかし、直流電源装置のみでは使用せず、製造事業者が指定する機器以外と併用して接続する位置を使用した場合には安全性の確保が難しいので、直流電源装置のものだけを安全性検査の対象として安全性の確保を確保することはつぎではない。諸外国の事例をみても、直流電源装置の危険度や障害の発生等に着目して特別の要求を行っているケースは、オーディオ・ビデオ機器と同じ技術基準を用いていることから同様の取扱いとすべきである。			
5057	5057217			Z15026	経済産業省	電気用品安全法第10条	輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとしている。	c	-	製造・輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとしている。		c	-	他の事業者名が表示されている電気用品を輸入することは、国内における責任の所在が不明確となり、要望は受け入れられない。	(社)日本経済団体連合会	217	A	製品と同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の廃止(新規)	電気製品と同梱するACアダプターに関しては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に携帯機器については、早期に措置すべきである。	電気用品安全法第10条	経済産業省 消費者政策課 消費経済政策課 消費安全課 電子力安全・保安規電力安全課	経済のグローバル化に伴い、電気製品の製造拠点を同梱ACアダプターの製造事業者、製造拠点を国内外を含めて多様化しており、同一型式のACアダプターを同梱するモデルにおいて、製造・取扱いが複雑化している。こうした、海外製品については、輸入事業者の表示義務が課せられていた。同一型式のACアダプターでありながら、輸入事業者が異なる場合は、複数かつ同一仕様を併用する。製造事業者の負担が増している。機器と一体で使用されかつ汎用性の高い同梱ACアダプターについては、こうした表示義務を免除し、製造事業者の負担軽減を図るべきである。			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)								
5063	5063002			z15035	経済産業省	なし	火薬取締法においては、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第25条)。また、火薬又は爆薬を月に2.5kg以上消費する者は、火薬類取扱保安責任者を選任しなければならない(第30条)としているところ。 一定数量以上の火薬類を消費する場合、火薬類取扱保安責任者を選任することが義務づけられていることから、消費許可に際し火薬類取扱保安責任者の免状を添付させることは、当該規定が遵守されていることを確認する上で妥当な手段である。すなわち免状の添付に際して法令に特段規定はないものの、これは都道府県知事の事務の範囲で認められるものと考えられる。したがって、火薬類の消費許可は都道府県知事の権限に関する法定処分事務であり、明確な法令違反もないので、経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。	e	-	要望者からの再意見を踏まえ、再度検討された。 (要望を再掲) 経済産業省より「火薬類の消費場所にはすべて取扱責任者を置くように」との通達が出されており、現行の法令(経済産業省監督)にこの通達が掲載されたままとなっている。経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。 なお、平成12年3月31日以前に発出された通達・通知は、同年4月1日の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、技術的助言に位置付けられており、法令に基づかない部分については、都道府県知事を拘束するものではないこととなっている。	e	-	火薬類取締法においては、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第25条)。また、火薬又は爆薬を月に2.5kg以上消費する者は、火薬類取扱保安責任者を選任しなければならない(第30条)としているところ。 一定数量以上の火薬類を消費する場合、火薬類取扱保安責任者を選任することが義務づけられていることから、消費許可に際し火薬類取扱保安責任者の免状を添付させることは、当該規定が遵守されていることを確認する上で妥当な手段である。すなわち免状の添付に際して法令に特段規定はないものの、これは都道府県知事の事務の範囲で認められるものと考えられる。したがって、火薬類の消費許可は都道府県知事の権限に関する法定処分事務であり、明確な法令違反もないので、経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。	佐藤賢輔	2	A	火薬類の譲受・消費許可の申請基準の設定	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進剤)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、行政機関で消費・消費の許可申請が行入、許可が得られるようにしていただきたい。	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進剤)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、行政機関で消費・消費の許可申請が行入、許可が得られるようにしていただきたい。	経済産業省													
5066	5066004			z15036	全庁庁	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合には限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	本省においても信託会社やSPCも含めて対応済み							社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	新省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	新省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急に対応が求められる。	全庁庁、地方自治体										
5066	5066005			z15037	経済産業省	中小企業金融公庫法附則第7項 中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法 債権担保信用保証法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	債権担保信用保証については、平成15年4月1日を以って廃止されたところ。一方、債権担保信用保証法附則第7項(以下「旧保証法」として)は、既に成立している当該旧保証法に係る具体的な私人的権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保証金の支払及び回収金の回収等の業務(機械保険継続業務)を実施しているところ。	a	-	債権担保信用保証の保証金支払対象となった残債権について、回収に努めた後、今後回収が済まないものとして一定の比率を減らす管理債権についてサービサーへの譲渡を可能とする。 具体的な基準や届出等の手続きにつき平成18年度内に作成し、公表する予定。							社団法人リース事業協会	5	A	機械担保信用保証付債権の譲渡の容認	機械担保信用保証は、平成14年12月、「中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保証契約の引受けが停止し、廃止が決定したが、廃止が決定しているにも拘らず、(旧保証法)についての期間の指示がない。この機械担保信用保証付債権のサービサー等への譲渡を容認していただく。	左記の規制により、業務効率化、不良債権処理の進捗が促進されているものと思われる。債権担保信用保証付債権のサービサー等への譲渡を容認すること。	規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)では、「平成16年度中に推進を行う」とされているが、不良債権処理及び貸倒発生率の早期実現を期し、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理の大きな障害となっている。この取組はサービサー等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている規程にも含めないものとする。	中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法の廃止等に関する法律附則第8条第1項、債権担保信用保証法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	経済産業省								
5066	5066016			z15038	経済産業省	法第27条	販売をする際にも、危険な電気用品を排除し、消費者の手に渡らないようにするべく、当該法律に該当する電気用品を販売する場合は、表示が付けられているものでなければ、販売してはならないと規定されている。	c	-	電気用品を販売する場合は、基準適合義務等の義務を履行した証である表示を確認して販売することとなる。 リース物件を販売する時にも、規制を免除することは不適当。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用用途が何ら変わるものではなく、事実上、リース契約時点に比べて、売買が行われたものとみなすことができる。よって、猶予期間が経過した電気用品安全法の対象製品については、猶予期間経過前に売買が行われたものと考えられ、同法の販売規制の対象とはならないと考える。 そもそも今回の電気用品安全法に係る法解釈は、本年2月頃に示されたものであり、リース取引のように契約期間が長く、例えば5年前にリース契約を行い、当該リース契約にユーザーがリース物件を購入する権利が与えられているような取引に対しては、一律の販売規制ではなく、個々の取引実態に応じた対応が必要と考える。 なお、制度の現状欄に「消費者」という文言があるが、リース物件の売却先ほとんどは事業者である。改めて対応を検討された。	c	-	電気用品安全法では、製品の所有者が対価を受けることを条件として、所有権を譲渡することを販売としている。リース物件に関しては、貸し手側が対価を受けることを条件として所有権を借り手側に譲渡するのであれば、借り手側が消費者が事業者にかかわらず、当該製品の安全を担保した上で譲渡すべきである。	社団法人リース事業協会	16	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	リース物件を借主へ販売する場合には、リース物件のリース使用(借主への売却)によるR(リデュース)・リユース・リサイクルの推進が図れる。	リース取引では、リース物件を借主に物件を販売するケースもあるが、電気用品安全法の施行により、この販売が一部不能となった。ケースでは売却後の使用者が不特定であるにもかかわらず、リース物件を販売すると法的規制により、販売できないというものであり、真正譲渡、また、R(リデュース)・リユース・リサイクルの推進を妨げるものもある。	電気用品安全法	経済産業省											

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)	
5073	5073001	2		z15039	経済産業省	なし	なし	e	-	'分散型電源系統連系技術指針'は民間自主規格であるため、当省が規制を所管しているものではない。						日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(2)系統連系については、系統から解列する機能について分散型電源系統連系技術指針により必要な事項が規定されているが、システム全体の設備経費に比し、費用負担が大きい、簡便的な方法を求めたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省		
5083	5083004			z15040	全庁	なし	当該閣議決定文の別紙3の「審議会等の運営に関する指針(4)公開」において以下とおり規定されている。 「審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。 ただし、行政処分、不服審査、試験等に關する事務を行う審議会等、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管省庁において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。」	D	-	当該閣議決定文に基づき、原則として、会議又は議事録を速やかに公開することや議事内容の透明化を確保することとしている。							特定非営利活動法人「子ども無償環境」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で事前にホームページで広報されている。 しかし、例えば財務省の財政制度等審議会または事業等文書会、税制調査会などは、財務省のホームページの随時予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を監視が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の増入手続対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開し、会議、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知見も権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全庁	
5087	5087001			z15041	経済産業省	工場立地法第4条の2	届出等の事務に加え、都道府県及び政令指定都市は、国が定める率別に定めて、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに資する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	c	-	地域の実情を踏まえた緑地面積率等の設定が可能となるように、工場立地法では、第4条の2第1項において、都道府県が地域率則を定めることができる旨規定している。 したがって、ご提案の地域に特化した緑地面積率の設定については、まず地域率則を定めることができる青川県にご相談されたい。						今治造船株式会社	1	A	工場立地法における工場等の立地に関する率則による緑地面積率等の緩和	工場立地法に際しては、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上に改正されたい。	工業用地として供出された地域については、住宅と分離しており、周辺環境への影響が比較少ないと考えられることから、緑地面積率の緩和が全国的に実現できるように改正内容としてほしい。	工場立地法第4条、第4条の2	経済産業省			